

4月6日以降に開店した方は次ページで  
ご確認ください。

## 【対象・対象外フローチャート】

注：4月23日以前に閉店した方を含む（\*、※、\*\*印）

大阪市内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？（\*）  
（店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。）  
\*4月23日以前に閉店した方は「ですか」を「でしたか」と読み替えてください。以下「\*印」も同様

はい

その店舗は4月5日以前に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

4月5日から4月24日（※）までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証をお持ちですか？（\*）

※4月23日以前に閉店した方は「4月24日」を「閉店日」と読み替えてください。以下「※印」も同様

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後8時から翌午前5時を含む時間帯ですか？（\*）

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、4月5日から4月24日（※）までの全ての期間、休業又は午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午前11時から午後7時までとしましたか？

いいえ

はい

4月5日から4月24日（※）までの全ての期間休業しましたか？

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、「支給申請日又は4月25日以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日（\*\*）」までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

4月23日以前に閉店した方は（\*\*）を「閉店日」と読み替えてください。

最初に営業時間を短縮して営業を行った日までに、大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、4月24日（※）までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

はい

はい

協力金の申請が可能です

協力金の対象外です  
（申請できません）

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、協力金を支給します。

## 【対象・対象外フローチャート】 ～ 4月6日以降に開店した事業者向け ～

大阪市内に営業時間短縮要請の対象施設（店舗）をお持ちですか？  
（店舗を代表する運営者が申請の対象です。従業員の方は対象となりません。）

はい

その店舗は4月6日から4月24日までの間に営業を開始していましたか？

いいえ

はい

開店日から4月24日までの全ての期間において有効な飲食店営業許可証又は  
喫茶店営業許可証をお持ちですか？

いいえ

はい

店舗の通常の営業時間は午後8時から翌午前5時を含む時間帯ですか？

いいえ

はい

ガイドラインを遵守し、開店日から4月24日までの全ての期間、休業又は午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は午前11時から午後7時までとしましたか？

いいえ

はい

開店日から4月24日までの全ての期間休業しましたか？

はい

いいえ

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、支給申請日又は4月25日以降の店舗の最初の営業日のいずれか早い日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

最初に営業時間を短縮して営業を行った日までに、大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

はい

いいえ

はい

大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入が遅れたやむを得ない理由があり、4月24日までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を導入しましたか？

いいえ

はい

開店日から8月7日までの全ての期間で営業実態があり、その期間内に飲食店営業に係る売上が生じる予定ですか？

いいえ

はい

**協力金の申請が可能です**

**協力金の対象外です  
(申請できません)**

申請内容（添付書類を含む）を審査のうえ、適正と認められる場合、協力金を支給します。